

Title	報告四：憲法学から見た政党と「政治主導」をめぐる諸問題
Sub Title	
Author	山元, 一(Yamamoto, Hajime)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2010
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.83, No.11 (2010. 11) ,p.156- 167
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事：平成二二年度慶應法学会シンポジウム： 政党制をめぐる諸問題
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20101128-0156

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

報告四

憲法学から見た政党と「政治主導」をめぐる諸問題

大学院法務研究科教授 山 元 一

只今ご紹介にあずかりました山元一です。時間が短いので、本報告の組み立てとしまして、最初にごく簡単に、憲法学が政党制をどういうふうにつかまえているのかについて話をさせていただき(↓I)、その次に、政党のあり方如何という問題意識に立脚しつつ、最近の政官関係、政治主導の問題を憲法学からどのように見るべきかという問題を取り上げたいと思います(↓II)。

I 憲法学における政党論

1 憲法学にとつての政党国家現象

そもそも、憲法学にとつて政党現象はどのような位置づけられるのでしょうか。憲法学では、現代国家に

特有の現象として、政党国家現象と行政国家現象の二つが言及されるのが通例です。前者は、政党が国家運営にとつて不可欠の役割を果たすようになった事態を指し、後者は政策の決定過程における官僚制の役割の拡大傾向を意味します。政党国家現象も行政国家現象も、消極的近代国家段階における議会中心の統治構造のあり方からの離脱という点で共通します。こうして、現代国家においては、「政党と行政の実質的な共演の基本構図」(手嶋孝)が観察されます。

とはいえ、憲法学からは政党国家現象というのは非常にすわりの悪い、あるいは異物という側面があります。というのは、日本の憲法典がその典型例ですが(憲法四三条)、多くの国の憲法は、議会の構成員を全

国民を代表する議員と考える古典的近代議院制にコミットメントした条文を持っていて、現代的な政党の存在と調和させることが難しい面を持っているからです。また、積極的に憲法学の立場から政党の問題に入りはじめると、憲法学に固有の領分が分からなくなってしまう、政治学あるいは政治論に越境侵入してしまうのではないか、という疑念が頭をよぎることになります。この問題については、最後にもう一度言及します。

ところで、現在の日本の憲法判例においては、政党はどのように位置づけられているのでしょうか。八幡製鉄政治献金事件・最高裁判決を嚆矢とする判例を見渡すと、憲法において政党についての規定は欠如していますが、憲法の想定する議会制民主主義における政党の重要性を謳い、政党の高度の自律性を承認し、政党本位の選挙制度が合憲であることを承認しています。

2 憲法学の考察対象としての政党

さて、日本の憲法学は、これまで政党についてのどのような考察を行ってきたでしょうか。戦後しばらくの間、政党は憲法学にとって大きな注意をひくものでは

ありませんでした。丸山健は、「政党不在の憲法学」と表現しました。しかしその事情は、少しずつ確実に変化していくこととなります。佐藤功はその原因として、①明治憲法から日本国憲法への移行に伴う政党国家の実現、②日本の憲法学の政治学的ないし社会学的憲法学への傾向、③外国憲法における政党規定の登場、④「日本国憲法下の政党政治の実情」(↓政党政治の現状に対する不満)、⑤憲法改正論議における政党条項の導入の主張、等の環境変化を指摘しています。

憲法学が政党を考察しようとする、次のような問題に直面します。第一に、政党がいかに重要な役割を果たしているようにも、国家機構そのものでもなく公法上の社団でもないことです。それゆえ、いかに現代的な仕方でも変容を遂げた(憲法現実)の主要な一角を占めようとも、憲法規範の統制の対象にし尽くすことができません。「公共的なもの」に属するという点では、マス・メディアと共通する側面を持っています。政党の設立・継続・廃止も、マス・メディアと同様に私的イニシアチヴに委ねられています。第二に、政党論は、憲法の規範的射程がどこまで及ぶべきものと考えられるのかという論点と深く関連しています。近代法的思考に

従って、憲法の規範的射程を国家機構に限定させ、それと区別される社会についてその自律性に委ねるだけでは、解決のつかない問題が生じる恐れがあります。まさに、そのうちの一つが政党をめぐる問題だと考えられます。

3 憲法学における政党論の基本枠組

現在の日本の憲法学における政党論の基本的視角としては、以下の二つがあります。すなわち、第一は、「政党に対する国家の態度」という視角であり、第二は「政党の憲法的性格」という視角です。なお、日本の憲法学における、政党・選挙やその他関連する統治機構にかかわる規定の憲法解釈、政党条項の導入など政党規制のあり方等についての主要な比較法上の参照国は、ドイツでした。

まず前者は、ワイマールドイツ期の反政党主義の公法学者・Heinrich Triepel による四段階論、すなわち①「反対」、②「無視」、③「法律による承認」、④「憲法的編入」という定式が認識枠組を提供してきました。憲法学の通説は、現在の日本は、「法律による承認」段階にあるととらえています。ただ、注意を要

する点は、Triepel においては、「憲法的編入」という段階においては、「政党国家の時代、すなわち国家が政党を基礎として成立する時代」であり、具体的には、単一の政党が国民を掌握するか、あるいは二大政党によって国民が強く枠づけられる事態を指すのであり、日本の憲法学がともすれば単純に理解してきたように、単に憲法典において政党についての積極的な言及が行われることは異なっているということです〔参照、上脇博之〕。

次に後者は、(a) 政党に対する資金援助をめぐる議論、政治資金の規制をめぐる議論、及び (b) 政党と選挙制度との関連、で問題となります。(a) については、戦後憲法学の主流派的発想は、一方で、政党の有する結社一般との差異をとりあえず承認しつつも、他方で、政党への資金援助については違憲の疑いが強いとするものでした。これに対して、「政党が公的な性格を有するということが、短絡的に政党に対する何らかの援助および制約の正当化根拠とされることが問題」なのであって、「公的性格を複数の次元に即して憲法の要請するその内容を確定し、そこから政党への援助および制約のあり方に論駁を加えることが必要」〔吉田栄司〕

とする反論も提起されています。報告者は、後者の議論に賛成しています。

Ⅱ 政治主導と憲法学

1 憲法学における政官関係論への関心

(1) 「国民内閣制」論の問題提起

政治の世界において、小選挙区制導入とイギリスにならった政府と与党の一体化を主張することを通じて政官関係にかかわるラディカルな改革を提唱したのは、一九九三年小沢一郎（当時自由党党首）『日本改造計画』でした。ちょうどこの同じ年、憲法学において高橋和之による「国民内閣制」の問題提起がありました。従来の憲法学が議会にどのように国民の多様性を反映するかという問題意識の下で議論してきたのに対して、「国民内閣制」論は、議会における多数派形成の重要性に注意を向けるものでした。すなわち、「議会中心構想」と対比される「内閣中心構想」に基づく統治メカニズム、すなわち〈内閣が統治し国会がそれをコントロールする〉という思考図式に立脚して、「国政の中心となるべき政策体系とその遂行責任者たる首相を、国民が議員の選挙を通じて事実上直接的に選択する」

ことを可能にするための改革論でした。これについては、例えば、「九〇年代の日本の政治制度の改革にも大きな影響を与えた」（山口二郎）との評価がなされてきました。この議論においては、基本的に議会において二大ブロックが形成され、それぞれの政治的勢力がそれぞれの政策体系を実現することを有権者に示すことによつて競い合うという図式が描かれます。

これに対してそれまでの議論は、「政府形成」や「政治指導」の重要性を一般的に肯定しつつも、「わが国のように保守・革新の抗争がはなはだしく、政治過程に不可欠な妥協が行われる基盤に乏しく、しかも保守永久政権の観すら呈し、さらに保守も革新も、その内部に派閥ないしイデオロギー対立をかかえている状況においては、むしろ選挙制度を改め、選挙の重点を、政府形成よりも代表の正確性の確保という要件におき、政府形成なり政府指導は、議会における各政党・政派の妥協に委ねるという方向、すなわちデュヴェルジェのいう媒介民主制……の構想を検討してみる必要はないか」（芦部信喜）とする考え方でした。

(2) 「国民内閣制」への批判論——〈多様性の誘惑〉
「国民内閣制」論が前提とする二大ブロック化につ

いては、政治学の立場から例えば、吉田徹によって、「社会の両端の社会層に属し、政治マーケットで重みや発言権を持たない……労働者や有権者」が切り捨てられ、二大政党化による政治の劇場化と急進化による政策的ブレの人工的な増大という大きな負荷を負うと指摘されています。憲法学においても、このように考える立場がなお主流派であるように思われます。すなわち、〈多様性への誘惑〉が主旋律をなしています。この考え方によれば、二大ブロック的な考え方は、民意を強制的に二極化する非民主主義的な発想であって、①有権者の前に種々様々な政党がそれぞれのメニューを提示し選択肢が豊富にあること、②政党の内部も極めて多様な構成を持つていて、一人一人の国民のいろいろな思いが反映されるような政党システムがよい、という考えだと思われます(例えば、高田篤、只野雅人)。

2 「政治主導」の観念と実践

(1) 民主党政権下における「政治主導」改革

そもそも、政治主導に向けての改革については、橋本行革時代から追求されてきたものですが、二〇〇九

年九月の民主党政権の成立以降新たな段階を迎えました。「官僚主導の打破」「政治主導の実現」の名の下に、①事務次官会議の廃止、②「政務三役」主導の政策立案、③官僚作成のメモなしでの大臣会見、が実現され、議員立法の原則禁止(二〇〇九年九月一八日)の方針が示されました。また、二〇一〇年二月には政治主導⁽¹⁾確立法案が提出されました(但し、二〇一〇年八月現在、継続審議)。仙谷戦略相は、事務次官の廃止や官僚の政治党派的任用を可能にする事務次官の創設を示唆しました(二〇一〇年四月)。さらに、二〇一〇年五月には国会審議活性化法案(内閣法制局長官による答弁の禁止、副大臣・政務官の増員)が提出されました。

(2) 「政治主導」観念の具体的内容

「官僚主導」を克服することを標榜する「政治主導」については、一般にその曖昧さが指摘されます。すなわち、「政治家主導」か「首相主導」かによって、意味内容が大きく異なります。これに対して、「国民内閣制」論の目指す政官関係の転換論は、明らかに〈首相指導〉としての「政治主導」を意味しています。この点、〈首相指導〉としての「政治主導」の具体的精緻化の試みとして注目に値するのは、二一世

紀臨調の発表した『政権選択時代の政治改革課題に関する提言』（二〇一〇年四月）です。この提言では、与党議員と官僚制の関係について、「協働」と「分離」という観点から望ましい「政治主導」の具体化に踏み込んだ提案を行っています。これからの憲法学が、現在の日本政治を前提とした上で、今後のあるべき民主主義のモデル論を考えていくべきであるとすれば、大変参考になる議論だと思われまます。この提言については、後でもう一度言及します。

3 「政治主導」適合的な政党のあり方」をめぐる

(1) 政党における民主主義というテーマ

民主主義のモデル論からは、「政治主導」に適合的な政党のあり方というのがあるのか、という問題が浮上してきます。この問題は、政党における民主主義とは何を意味するのか、というテーマにかかわってきます。すなわち、首相を中心とする内閣（首相主導）を支えるためには、政党組織の集権化が課題となります。しかし、これをまともに実現しようとすると、必然的に党内の寡頭化や党執行部への権限集中が生じます。このことは、直ちに党内少数派の処遇の問題を生

み出します。従来、自民党政権の下で（政党の官僚制化）といわれていたのは、いわゆる大臣のポストが当選回数や派閥間によって決まるという意味での（政党の官僚制化）だったわけですが、これとは全く別の問題が出てくるわけです。しかも、その中でも、従来「鉄の三角同盟」とか「権力の二重構造」と呼ばれてきた政治構造、最近では村松岐夫によって「政官スクラム型リーダーシップ」と命名されている政治構造が崩壊していく状況のもとでは、ポトム・アップ的な意見表明の場としての政党というのが重要なのではないかと、ということが改めて問われざるをえません。つまり五五年体制で定着した種々様々な利益やニーズの族議員による汲み上げについて、もちろん透明性の欠如という問題であったとはいえ、そのような回路を通じて民主主義が運営されていたことの功罪について改めて議論せざるを得ないということになります。

(2) 与党政府間関係

そこで、与党と政府の関係についてどういふふうにか考えるかということが問題となります。自民党政権下の「政治主導」が基本的に与党と政府の一体化を目指してきたのに対しては、そのようなウェストミンスター

「モデルではなく、「欧州大陸型モデル」を目指すべき」とする議論が注目されます〔大山礼子〕。この点については、与党と政府の一体化を批判し、政権党内部における合議による民主的な党運営に基づく統合的な政治的意思を形成する可能性を追求する必要性を強調する政治学者の見地〔野田昌吾〕などと突き合わせて議論する必要があります。

これに対して、憲法学の方はどうかといえますと、先に言及したように、むしろ「政治主導」に対しては、議会中心主義の再興を企図するべきであるとする議論がなお有力であると思われます。これに関連してむしろ議論として面白いのは、ラディカル・デモクラシー理論に基づいて、「闘技デモクラシー」の見地から「制度に回収されないデモクラシー」を目指すべきだとする主張です〔吉田徹〕。

4 「政治主導」の限界

ここでは、問題の所在しか触れることができませんが、「政治主導」の限界についても考える必要があります。まず、選挙で選択されたマニフェストを、「政治主導」に基づいて強力に推進していく際に問題とな

ることとして、政府は選挙時のマニフェストにどの程度拘束されるべきか、あるいはマニフェストの肉づけにおいて、どのようなアクターがどのような形で政策形成に参加するのか、という問題があります。具体的には、このようなプロセスで議会がどのような役割を果たすべきかによって、日本における議会のあり方として、「アーリーナ型議会」と「変換型議会」のどちらを追求するべきモデルとして設定するべきかが異なることとなります。

次に、憲法学にとつての重要なテーマとして、権力の抑制という課題があります。「政治主導」に対する抑制措置としては、①衆議院議員の選挙における比例代表部分の積極的意義づけ、②裁判所による人権救済の活性化、③国政レベルで国民の直接投票の機会を設けることによる政治主導の抑制の可能性、等が考えられます。ただ、①については、参議院の選挙制度の改革とリンクさせて考えることが適切でしょう〔竹中治堅〕。

5 新たな〈政党国家論〉の必要性？

(1) 現代民主主義社会と政党国家

従来の政党国家論で一番有名なのは、ドイツのワイマール期から戦後までドイツで活躍した Gerhard Leibholz の議論です。彼は、「現代の複数政党国家は、結局本質的にも、また形式的にも、人民投票的民主制の現象形態に他ならない。あるいは、敢えて言えば、広域国家における直接民主制の代用品である」といつていたわけですが、Leibholz が想定していたような、非常に大きな二つないし三つの政党がそれぞれ国民を分割して自らのうちに抱え込むというような政党国家像は今日の社会構造に合わないことは、明白です。そうだとすれば、今後改めて検討すべき課題としては、①政党を中心に運営される代表制民主主義の機能不全に対して、参加民主主義や討議民主主義に基づく仕組みを活用しながら、どうやって折り合いをつけていくことができるか、②小選挙区制の導入によって生み出された政党の政策主張の変化、すなわち〈利益誘導や利益配分のための選挙から改革志向の選挙へ〉という変化の積極面をどうやって維持していくのか、③党内における民主主義意思決定の問題をどういうふうに考えていくべきか、すなわち官僚支配の克服を目指す政党自身が官僚制化していくというこのパ

ラドックスをどういうふう回避するのか、とりわけ地域主権というような遠心化する国家のあり方と党の集権化をどのように整合化させるのか、が課題となります。

(2) 政党国家と行政国家の緊張と統合

さらに現代民主主義社会において、政党国家と行政国家というあり方の緊張と統合をどのように作り出していくか、という課題が浮上します。すなわち、政策形成ネットワークにおいて政党と官僚制が、それぞれの組織特性を生かしつつどのような役割を果たすべきなのか、という問題です。この文脈では、従来の政策形成過程において重要な役割を果たしてきた「官民ネットワーク」や、今後重視されるべき実質的な政策形成への市民の参加のチャンネルは、どのような位置づけを受けるべきなのか問題となります。

(3) 公法学的視点と行政の実態分析の結合

この点に関連して、例えば、先に言及した『政権選択時代の政治改革課題に関する提言』は、「政策の企画・立案や決定の場面において、政治家が優位に立つのは当然としても、政策執行においては、『分離の規範』の観点から官僚に独自の権能を付与することが必

要である。政治家は党派性を帯びているために、「行政の中立」が求められる場面においては、政務三役が主導的な役割を果たすと問題が生じる。それらは、高度の技術的・専門的な見が必要でそれにゆだねるべき分野や、政策執行の場面で効率性が求められる分野、政策執行において公平性が要求される分野などであり、そうした分野はもっぱら官僚が専門能力を活かして、合理的に処理すべきである。／公共事業の個所付けや契約行為などについても、政務三役といえども介入すべきでない領域が存在する。まして、政権入りしていない与党の政治家がそうした分野に影響を与えるべきではない。もちろん、これとは逆に、処理を任せられた官僚が合理的決定から逸脱し、政治的調整に関わることもあってはならない」という主張を述べている。

しかしながら、例えば、「政策の企画・立案や決定の場面」と「政策執行」は、果たしてクリアに二分しうるものだろうか。例えば、行政立法制定プロセスが、そのどちらに当たるのかについても、それぞれの領域における行政の具体的な実態的分析なくして結論づけられないように思われます。また、「政治主導」実現のための一つの方策として、官僚の政治的任用が

引き合いに出されることがありますが、この種の官僚に対して、従来の「行政の中立」観念はどこまで有効なのでしょうか。このような提言について、一方で憲法学や行政法学的見地からの公法学的な視点と、政治学的行政学的見地からの行政の実態分析というのを結び付けながら、その上でどういった規範的な議論ができるかを検討していく必要があります。

(4) 「ポスト・モダン行政モデル」の挑戦

上記の検討を進めるためには、さらに、「ポスト・モダン行政モデル」の挑戦も考慮にいれる必要があります。そうです。すなわち、(政治の場である議会における法律制定による政策の確定→行政による忠実な執行による実現」という図式の相対化の進行は、次のような議論を生み出しています。従来、行政は、定型化された組織化された利益や勢力に目が行く、「構造化された関係性」に親和的な組織特性があったといわれます[Aberback et al.]。これに対しては、「近代法想的な思考が前提としていたように、行政を、あらかじめ定められた法の執行として観念することがもはや不可能となった、行政が市民社会の直接の利益主張に応答することが求められる、半直接民主制や行政参加等が、行政

過程における〈例外〉ではなく〈原則〉として位置づけられるべきである、抽象的な市民像を想定するべきではなく、差異性に好意的な多次元的な「ポスト・モダン市民権」が観念されるべきである」、との主張が次第に影響力を持ってきています。行政のあり方がますますこのようになっていくとしたら、どのような仕方方で政策決定の審級を観念すればよいのでしょうか。政治的応答性が主要な関心である政党と専門技術性に卓越した行政は、どのような仕方方で諸々の利益と接触し、相互にそしてそれぞれにとつての外部環境と情報交換をすればよいのでしょうか。

Ⅲ むすびにかえて

以上の考察を振り返って、むすびにかえて二つのことがらについて述べたい、と思います。

第一に、憲法学が法学の一分野であるだけに規範論的思考・解釈論的志向が強く、しかも憲法典依存型憲法学となつてゐることは、政党国家現象を憲法学の立場から考える上で一定の障害となります。憲法学が憲政の学として、民主主義社会における広義の意味での統治 (governance) のあり方を考える学問なのだ

したら、今ある憲法典を不動の存在としてしまふのではなく、民主主義の理論と実態分析に基礎づけられた思考を展開しなければ、単なる理念論・建前論に終始してしまふ恐れがあるように思われます。但し、憲法学における規範的規律という関心の相対化は、憲法学の政策化を促進し、〈法学の一部門としての憲法学〉に収まりきれぬのかという問題に直面しなければなりません。

第二に、政党の問題を真正面から憲法学の対象に据えることは〈国家〉と〈社会〉をアプリアリに区別することなく、公共的関心にかかわるものを広く憲法の射程に収める思考を要求するように思われます。このような仕方方で「国家と社会」の二元論的憲法観の克服を企図することは、〈自由の基礎法としての憲法〉の存在を危うくするのではないか、という危惧を生じさせることとなります。この点、本報告では全く立ち入ることができませんが、報告者の立場は、従来の思考を克服して憲法観の積極的な転換を図るべきだという立場にあります。

(一) その内容は以下の通りです。首相補佐官の数を

五人から一〇人に増員する／内閣官房の国家戦略室を国家戦略局に格上げし、権限など法的位置付けを明確化する／経済財政諮問会議を廃止する／行政刷新会議の法的位置づけを明確化する／内閣官房副長官を三人から四人に増員し、内閣官房副長官を国家戦略局長と兼務させる／国家戦略局長の下に国家戦略官を置く／行政刷新会議の下に専門委員会を設けることを可能とし、国会議員や有識者を委員に起用できるようにする／内閣官房と各省庁に政務調査官を置く

文献目録

Aberback et alii, *Bureaucrats & Politicians in Western Democracy*, Harvard Univ. Press, 1981

芦部信喜『憲法と議政』(東京大学出版会、一九七一年)

大山礼子『比較議会政治論』(岩波書店、二〇〇三年)
上協博之『政党国家論と憲法学』(信山社、一九九九年)

佐藤功『日本国憲法の課題』(学陽書房、一九七六年)

曾我部真裕「国民に開かれた統治への可能性」『岩波講座 憲法 4 変容する統治システム』(岩波書店、

二〇〇七年) 三頁以下

高田篤「現代民主制から見た議院内閣制」『ジュリスト』1133号(一九九八年)七二頁以下

高田篤「現代における選挙と政党の規範理論的分析」『岩波講座 憲法 4 変容する統治システム』(岩

波書店、二〇〇七年) 二九頁以下

高橋和之「国民内閣制の理念と運用」(有斐閣、一九九四年)

高橋和之『立憲主義と日本国憲法(第2版)』(有斐閣、二〇一〇年)

高見勝利「現代日本の議政と憲法」(岩波書店、二〇〇八年)

竹中治堅「参議院とは何か 1947〜2010」(中央公論新社、二〇一〇年)

杉原泰雄「只野雅人」現代憲法体系9 憲法と議会制度」(法律文化社、二〇〇七年)

手島孝「憲法学の開拓線」(三省堂、一九八五年)

中島誠「立法学(新版)」(法律文化社、二〇〇七年)
中野雅至「政治主導はなぜ失敗するのか」(光文社、二〇一〇年)

野田昌吾「政策決定の一元化」を超えて」山口二郎編『民主党政権は何をなすべきか』(岩波書店、二〇

一〇年) 五四頁以下
林知更「政治過程の統合と自由(1)〜(5・完)」『国家

- 学会雑誌」115巻5・6号〔二〇〇二年〕一頁以下、116巻3・4号〔二〇〇三年〕三三頁以下、116巻5・6号六七頁以下、116巻11・12号一頁以下、117巻5・6号〔二〇〇四年〕一頁以下
- 林知更「政党的位置づけ」小山剛・駒村圭吾編『論点探求 憲法』（弘文堂、二〇〇五年）二五七頁以下
- 丸山健「政党法論」（学陽書房、一九七六年）
- 村松岐夫「政官スクラム型リーダーシップの崩壊」（東洋経済新報社、二〇一〇年）
- ムフ、シヤンタル（酒井隆史監訳）『政治的なものについて』（明石書店、二〇〇八年）
- 毛利透「官僚制の位置と機能」『ジュリスト』1311号〔二〇〇六年〕六四頁以下
- 毛利透「選挙制度改革」大石眞・石川健治編『憲法の争点』（有斐閣、二〇〇八年）一八八頁以下
- 毛利透「政党と討議民主主義」『法律時報』82巻7号〔二〇一〇年〕八一頁以下
- 森英樹「日本国憲法と政党」『法律時報』62巻6号〔一九九〇年〕五〇頁以下
- 本秀紀「政党——社会と国家の媒体？」『憲法問題』7号〔一九九六年〕八六頁以下
- 本秀紀「現代民主政と多層的『公共圏』」『法政論集』213号〔二〇〇六年〕一八五頁以下
- 山口二郎「内閣制度」（東京大学出版会、二〇〇七年）
- 山元一「グローバル化と政治的リーダーシップ」『ジュリスト』1378号〔二〇〇九年〕九二頁以下
- 山元一「憲法理論における自由の構造転換の可能性(1)」長谷部恭男・中島徹編『憲法の理論を求めて——奥平憲法学の継承と展開』（日本評論社、二〇〇九年）一三頁以下
- 山元一「憲法理論における自由の構造転換の可能性(2・完)」『慶應法学』13号〔二〇〇九年〕八三頁以下
- 山元一「現代民主主義社会における『法律による行政の原理』モデル」『公法研究』72号〔二〇一〇年〕一頁以下
- 吉田栄司「政党」『岩波講座 現代の法』3 政治過程と法（岩波書店、一九九七年）二六三頁以下
- 吉田徹「二大政党制批判論」（光文社、二〇〇九年）
- ライプホルツ、ゲルハルト（清水望・渡辺重範訳）『現代政党国家』（早稲田大学出版部、一九七七年）